

船舶事故調査報告書

平成25年3月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年7月20日 07時30分ごろ
発生場所	北海道利尻町仙法志漁港西方沖 利尻町所在の仙法志港南防波堤灯台から真方位256°600m付近 （概位 北緯45°06.5′ 東経141°12.0′）
事故調査の経過	平成24年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 鵜鴿丸、0.4トン HK3-125931（漁船登録番号）、個人所有 6.14m(Lr)×1.16m×0.33m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和58年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年5月10日 免許証交付日 平成24年5月10日 （平成29年5月9日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	転覆、船外機が濡損
事故の経過	本船は、船長が、一人で乗り組み、利尻町御崎の前浜が山背（陸側からの東風）で風が強いことから、利尻町長浜の前浜でコンブ漁をすることとし、平成24年7月20日04時15分ごろ、父親が乗り組む漁船（以下「僚船」という。）と共に御崎の前浜を出発した。 本船は、長浜の前浜でコンブ漁を行い、僚船の漁獲したコンブを転載して06時00分ごろ同前浜から御崎に向けて帰航を始めた。 僚船船長は、本船が帰航するとき、船長に山背が吹いているので、ビルジポンプを回して陸岸近くを航行し、コンブを荷揚げしたらもう一度、帰ってくるように言った。 僚船船長は、07時00分ごろに漁を終了して御崎の前浜に帰航したところ、本船が帰っていないことに気付き、本船に異常があったと

	<p>思い、近くの漁船に捜索を依頼し、僚船も捜索に向かった。</p> <p>僚船は、07時30分ごろ、仙法志漁港の防波堤から西方約500mにおいて、転覆している本船を発見して船首のかんざしにつかまって意識のなかった船長を救助し、仙法志漁港へ向かった。</p> <p>船長は、救急車により、人工呼吸等を受けながら病院に搬送されたが、10時48分死亡が確認された。</p> <p>本船は、08時30分ごろ、僚船によりえい航され、仙法志漁港に陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、海水温度 約15℃</p>
その他の事項	<p>船長は、平成23年7月から、漁業を始め、僚船船長から漁法や操船技術について学んでいたが、経験が浅かった。</p> <p>本船は、船長が漁師の経験が浅く、また、僚船も漁を開始して約1時間であったので、両船の漁獲したコンブを合わせても少量であり、長浜の前浜を出発するとき、積み荷のコンブは船底から約15cmの高さまで積載され、海水面から舷側上端までは約25cmであった。</p> <p>本船は、ふだん、船首に長さ約70mの錨索が付いた錨が備えられており、転覆時に同錨が落下し、錨索が船首から水深約10mの海底に延びて係止された状態で発見された。</p> <p>仙法志地区付近は、本事故当時、山背が吹いており、陸岸付近は凧いっていたが、少し沖に出れば、風が急に強くなり、波が立つ状況であった。</p> <p>僚船船長は、ふだん、山背が吹くときは、可能な限り陸岸から約100m以内を航行していた。</p> <p>僚船船長は、帰航するとき、本船が発見された位置より陸岸寄りを航行したので、本船に気付かず、また、利尻町神磯から御崎まで風と波が強かったと感じていた。</p> <p>本船は、船外機プロペラに陸揚げ場所へ引き揚げる際に岩に接触して生じたと思われる擦過傷があったほかには、船体等に損傷はなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、磯マリンと称するジャンパー及びカップズボンを着用し、救命胴衣を着けていた。</p> <p>船長の死因は、死体検案書によれば、溺水であった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	<p>本船は、仙法志漁港西方沖を南東進中、東風による波が発生していた海域を航行したことから、転覆した可能性があると考えられるが、船長が死亡したことから、転覆した状況を明らかにすることはできな</p>

	<p>かった。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、山背が吹く状況であったので、陸から50～100m以内を航行していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、仙法志漁港西方沖を南東進中、東風による波が発生していた海域を航行したため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船に当たっては、地域の気象、海象及び自船の特徴をよく理解しておくこと。